

ような社会構造を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人とと資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域を伴って創っていく社会を目指しているものであります。

当町においては、「地域共生社会」の実現に向けて「第3期福島町地域福祉計画」に基づき、引き続き関係各機関とも連携を図りながら、住民相互の助け合い・支え合い活動で「ぎぎ」を深め、まちを「元気」にする福祉のまちづくりを目指す。日本全体の総人口が減少する中で、総人口に占める高齢者人口は令和3年9月で29.1%と過去最大で、当町の高齢化率は、令和4年1月末現在50.5%と約超高齢化社会を迎えております。

全ての高齢者の方に「まちづくり」等に参加をしていただくなど、様々な事柄に携わっていただくことは、町の活性化につながっております。

このため、町としまして

は、長年町の発展のために寄与された高齢者の方々が、生きがいを持ちながら健康で安心して生活が送れる地域を目指して、介護予防・生活支援・健康づくり・生きがいづくり等の取り組みを引き続き実施し、住み慣れた地域で自立した生活が確保され、社会参加が促されるよう支援してまいります。

地域福祉を担う行政の重要なパートナーである社会福祉法人福島町社会福祉協議会については、住民福祉の向上を図るための福祉サービスをはじめ各種の相談業務などの分野を担うとともに、その役割は益々重要度が増しております。

このため、福祉行政の補完的な役割を担う組織体制の安定化を図ることは、町の福祉行政の充実に不可欠でありますので、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

温泉健康保養センターについては、令和5年度の整備に向けて「新たな吉岡温泉建設基本計画」の策定を委託しており、令和5年度の整備着手に向けて、本年度は、実施設計に着手してまいります。

介護保険事業については、「福島町第8期介護保

険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりがいつまでも元気でいきいきと活動し、安心して暮らすことができ、可能な限りその人らしく自立し、医療、介護等の支援が必要になっても、住み慣れた地域で、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供され生活できる地域包括ケアシステムの実現を目指してまいります。

国民健康保険事業については、北海道と市町村が一体となって広域による事業運営が進められております。

保険料の平準化に向けた保険料水準の統一については、令和6年度までに統一することとされていることから、当町においては、国保連合会から示された保険料統一シミュレーションに基づき、令和4年度から段階的に税率を改正するとともに、引き続き、安定した制度が維持できるよう、北海道と連携しながら取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業については、後期高齢者医療に係る保険料率は、都道府県単位で計算され2年に一度見直しを行うこととなっております。

令和4年度から新しい保険料率となりますが、全ての高齢者の皆様が安心して

必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

障がい者福祉については、「福島町第6期障がい福祉計画」及び「福島町第2期障がい児福祉計画」に基づくとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある方が自立して日常生活や社会生活を送ることができるよう、引き続き必要な福祉サービスの提供、相談支援及び提供体制の確保に努めてまいります。

水道事業については、水道事業経営戦略の策定をはじめ、上水道から簡易水道に移行するなど経営健全化に努めております。

そのような中であって、これまで当町の水道料金金は、平成8年から25年間改定されておらず、その料金水準は全道でも高い水準となっております。

町では、この解消に向け、高齢者などの水道使用量の少ない世帯の負担を軽減するため、令和4年度から水道料金の一部を改訂いたします。

また、水道は、町民の方々の日常生活に欠くことのできない重要なインフラ施設であり、引き続き適切な設備更新と経営健全化に

努め、安全・安心な水の供給に努めてまいります。

合併浄化槽整備事業については、当町の自然を将来に繋げ町を維持していくためには、環境の保全は欠くことのできない課題であることから、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、設置に伴う補助及び融資をPRしながら、事業を推進してまいります。

また、平成31年1月に総務大臣より「公営企業会計の更なる推進について」の通知があり、令和5年度末までに浄化槽整備特別会計の地方公営企業法適用が求められており、法適用に向けた移行作業を令和4年度から令和5年度の2か年計画により進めてまいります。家庭等から排出される可燃ゴミについては、渡島廃棄物処理広域連合において処理されておりますが、当町は広域連合構成町のうちの処理に要する人口一人当たりの負担額が最も高くなっております。

このことから渡島西部広域事務組合を中心として構成町が協同し、ゴミ減量化に向けた町民意識の改革による、ゴミの発生と抑制を進めるとともに、財政負担